

令和4年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要領

中部運輸局静岡運輸支局
令和4年11月30日

第1 目的

自動車運送事業者等に対して大量の輸送需要が発生する年末年始において、事故防止、テロ対策等の点検と啓発を行い、輸送の安全を確保することを目的に、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する。

第2 期間

令和4年12月10日（土）～令和5年1月10日（火）

第3 点検事項

（1）重点点検事項

- ①軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ②健康管理体制の状況
- ③運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ④運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況
- ⑥大雪に対する輸送の安全確保の実施状況

（2）点検事項

- ①点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況
- ②コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ④テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑤新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

第4 点検実施事項

別紙の「安全総点検実施項目」による。

第5 自動車運送事業者が実施する事項

事業者は、国土交通省が作成した「令和4年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（令和4年10月25日付、以下「実施要綱」）

- という)で示された次の事項について、安全総点検を実施する。
- (1) 安全総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。
また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項について、早期に適切な措置を行うこと。
 - (2) 安全総点検実施項目に基づき点検をするものとし、特に重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
(「自主点検表」様式1-1、1-2、1-3、1-4による)
 - (3) 安全総点検の実施結果については、第1号様式に(2)の点検表を添えて、令和4年1月21日(金)までに所属団体あて報告すること。

第6 関係団体において実施する事項

- (1) 安全総点検の期間前に事業者を招集し、趣旨の徹底に万全を期すること。
その際、事業者が実施するべき事項について強力に指導するとともに、自らの施設等の総点検を実施すること。
特に新規参入事業者への実施要綱の周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業者からの実施結果を第2号様式及び別紙1(様式3-1関係)「2.安全総点検の実施結果」にとりまとめ、令和5年1月20日(金)までに静岡運輸支局長あて報告すること。

第7 運輸支局において実施する事項

- (1) 事業者等への立入点検
自動車運送事業者等に赴き、立入検査により点検すること。
なお、立入検査においては重点点検事項を踏まえ、自動車輸送機関の各業態ごとに対象事業者を絞り込むことにより徹底した点検を行うこと。
特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等への総点検の周知徹底を図るものとする。
また事業者が独自に取り組んでいる安全対策についても積極的に確認を行う(別添の様式2-1、2-2、2-3の立入点検表による)。
- (2) 安全に関する自己点検
自らの関係施設等の安全について点検を行うこと。

安全総点検実施項目

1. 重点点検事項

(1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況

- 選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、国に届出を行っているか。
- 「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した運転者への指導・監督を実施しているか。
- すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。
- 運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。
- 夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。
- 乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。
- 車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。
- 乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。
- 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。
- 点呼を確実に実施しているか。
- 適切な運行計画を作成し、運転者に指示をしているか。
- 適切な運転操作や道路交通法等の法令遵守の徹底等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導しているか。(フットブレーキの使い方に関する指導を含む。)
- ブレーキに関する点検整備を実施できているか。
- リコールの対象となっている車両については、早期に改修できているか。

(2) 健康管理体制の状況

- 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。
- 医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間業務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。
- 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、乗務前点呼において、運転者が安

全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否の決定を適切に実施するための体制を整備しているか。

また、運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を整備しているか。

○運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。

○脳、心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。

(3) 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況

○「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示に基づき運行計画を策定しているか。

特に、長距離運転や夜間運転を行う場合には、年末年始の交通渋滞及びこれに伴うサービスエリア等の休憩場所の混雑を考慮し、一日の乗務時間及び連続運転時間が長くなるよう運行計画を策定しているか。

○高速乗合バス及び貸切バス事業者にあつては、長距離運転や夜間運転等を行う場合の交替運転者の配置基準を遵守しているか。

○適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。

(4) 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況

○飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。

特に、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認に当たっては、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用しているか。

また、アルコール検知器が適切に維持、管理され、アルコール検知器の精度が確保されているか。

○運転者に対して、専門的な外部機関等を積極的に活用し、アルコールに関する専門的な教育を実施し、飲酒運転防止に対する指導・啓蒙活動を実施しているか。

○飲酒を習慣にしている運転者を把握し、点呼や定期的な指導監督等の機会を利用して、体内でのアルコールの分解に必要な時間の周知など、翌日に乗務がある場合の飲酒方法等について指導しているか。

○覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓蒙活動を実施しているか。

○運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。

(5) 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況

○車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が実施されているか。

○自動車の点検整備等に関する社内規定の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。

○大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。

○車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。

○車両総重量8トン以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。

○車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。

○車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか（特に車輪脱落事故の多い左後輪）。

併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。

○車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。

○保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。

○スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。

(6) 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況

○気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や道路に

おける降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。

○冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。

○大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。

2. 点検事項

(1) 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況

○点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。

○初任運転者、高齢運転者及び事故惹起運転者のみならず、その他の運転者においても告示で定める適性診断を適切に受診させ、適性診断の結果を踏まえた運転者ごとの指導監督を行っているか。

特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が与える運転への影響について周知し、適齢診断等の結果を踏まえ、個人の身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導しているか。

○事故が発生した際は、事故の実態を確実に把握し、特定診断の受診や十分な指導・監督を行うなど、事故の再発防止対策が図られているか。

○運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。

○荷主との調整や適切な車両の選択等により、過積載運行等の防止を図っているか。

○過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造（不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合マフラーの装着等）の防止が徹底されているか。

○交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、自動車の構造上の特性（視野、死角、内輪差、等）を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること、道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること、歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させることを徹底しているか。

(2) コンテナ輸送における安全対策の実施状況

○コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置について、振動、カーブでの遠心力等によるコンテナ落下の防止のため、ロックを徹底するよう運転者に指導しているか。

○トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。

○国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。

○国際海上コンテナの運送を行う場合、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。

○国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者連絡するよう運転者に指導しているか。

(3) 自然災害・事故・事件等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況

○自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導體制等)を整備、構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。

○自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。

○危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。

○「自動車事故報告規則」に定める重大事故や、「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」に定める速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該規則等に従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。

○貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。

(4) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

○始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。

○不審者情報の入手及び不審な宅配便等の貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応のできる体制が整っているか。

- 乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されているか。
- バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。
- 対応要領を職員へ周知しているか。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

- 新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努めているか。
- ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。
- インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画又は対応マニュアルが策定されているか。